

第3回
総社市水道料金等検討委員会
(上水道課・下水道課 説明資料)

令和7年12月22日(月)

総社市 環境水道部
上水道課・下水道課

目次

1. これまでの振り返り(水道事業)
2. これまでの振り返り(下水道事業)
3. 料金改定の影響（上下水道として）

1. これまでの振り返り(水道事業)

(第1回検討委員会)

【総社市水道事業の概要】

- ・口径13ミリで1か月に20立方メートル使用した条件での水道料金は、県内15市の中で3番目に安価な水準となっている。
- ・平成21年の料金改定以降、約16年間、値上げをしていない。

【総社市水道事業をとりまく環境と今後の予測】

- ・料金回収率(給水に係る費用がどの程度給水収益でまかなえているか)は令和6年度決算で97.84%となり、100%を下回った。
- ・経常利益は令和8年度までは黒字見込みだが、令和9年度からは赤字になる見込み。
- ・今後は人口や有収水量減少に伴い収入が減となる見込み。
- ・漏水修繕や老朽化・耐震化対策の工事費増加、物価高による費用増の見込み。

⇒事業の改善・効率化で経費の削減を図ると同時に、必要な事業の財源を確保するために、現行の水道料金を適性な水準に見直すことが必要

(第2回検討委員会)

【経営改善への取組み】

【これまでの実績】

- ・施設統廃合の推進
- ・徴収率の向上

【これからの取組み】

- ・郵券料の削減
- ・国庫補助金の申請
- ・漏水調査費の削減

【総括原価方式における営業費用について】

水道法施行規則 抜粋

(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額と口に掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

口 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

総括原価の算定と改定率

【算定条件】

- ①目標：令和12年度時点で資金残高10億円を維持
- ②算定期間：令和8年度から令和12年度の5年間
- ③建設投資：基幹管路の耐震化、老朽化施設の更新

【算定結果】

算定期間5年間の総括原価の合計：60億6千7百万円
現行の料金体系での水道料金収入：49億2千 万円
→約11億円不足

改定率 = 総括原価 ÷ 水道料金収入

改定率は約25%となりました

(総括原価をすべて賄うためには、水道料金収入を25%程度増加させる必要があります)

再掲

【改定時期と改定後の見通し】

令和8年第3期(6月使用分)からの料金改定を想定します。

期日	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
使用期間	2月～3月	4月～5月	6月～7月	8月～9月	10月～11月	12月～1月
検針期間	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付期日	5月末日	7月末日	9月末日	11月末日	1月末日	3月25日

改定に向け、市議会への議案の上程、市民と事業所への周知などを行っていきます。

【財政収支と料金回収率(平均改定率25%の場合)】

再掲

(単位 : 千円)			R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的 収入	1	営業 収 益	1,021,306	1,185,000	1,267,000	1,267,000	1,267,000	1,267,000
	2	営業 外 収 益	309,176	306,166	307,648	308,238	309,079	311,723
	収 入 計		1,330,482	1,491,166	1,574,648	1,575,238	1,576,079	1,578,723
収益的 支出	1	営業 費 用	1,235,853	1,255,792	1,269,831	1,282,897	1,291,992	1,304,115
	2	営業 外 費 用	55,485	64,958	75,299	94,164	96,745	98,405
	支 出 計		1,291,338	1,320,750	1,345,130	1,377,061	1,388,737	1,402,520
経常利益			39,144	170,416	229,518	198,177	187,342	176,203

料金回収率	88.15%	100.30%	105.35%	102.60%	101.68%	100.75%
-------	--------	---------	---------	---------	---------	---------

【財政収支と料金回収率(平均改定率24%の場合)】(参考)

(単位 : 千円)			R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的 収入	1	営業 収 益	1,021,306	1,178,440	1,257,160	1,257,160	1,257,160	1,257,160
	2	営業 外 収 益	309,176	306,166	307,648	308,238	309,079	311,723
	収 入 計		1,330,482	1,484,606	1,564,808	1,565,398	1,566,239	1,568,883
収益的 支出	1	営業 費 用	1,235,853	1,255,792	1,269,831	1,282,897	1,291,992	1,304,115
	2	営業 外 費 用	55,485	64,958	75,299	94,164	96,745	98,405
	支 出 計		1,291,338	1,320,750	1,345,130	1,377,061	1,388,737	1,402,520
経常利益			39,144	163,856	219,678	188,337	177,502	166,363

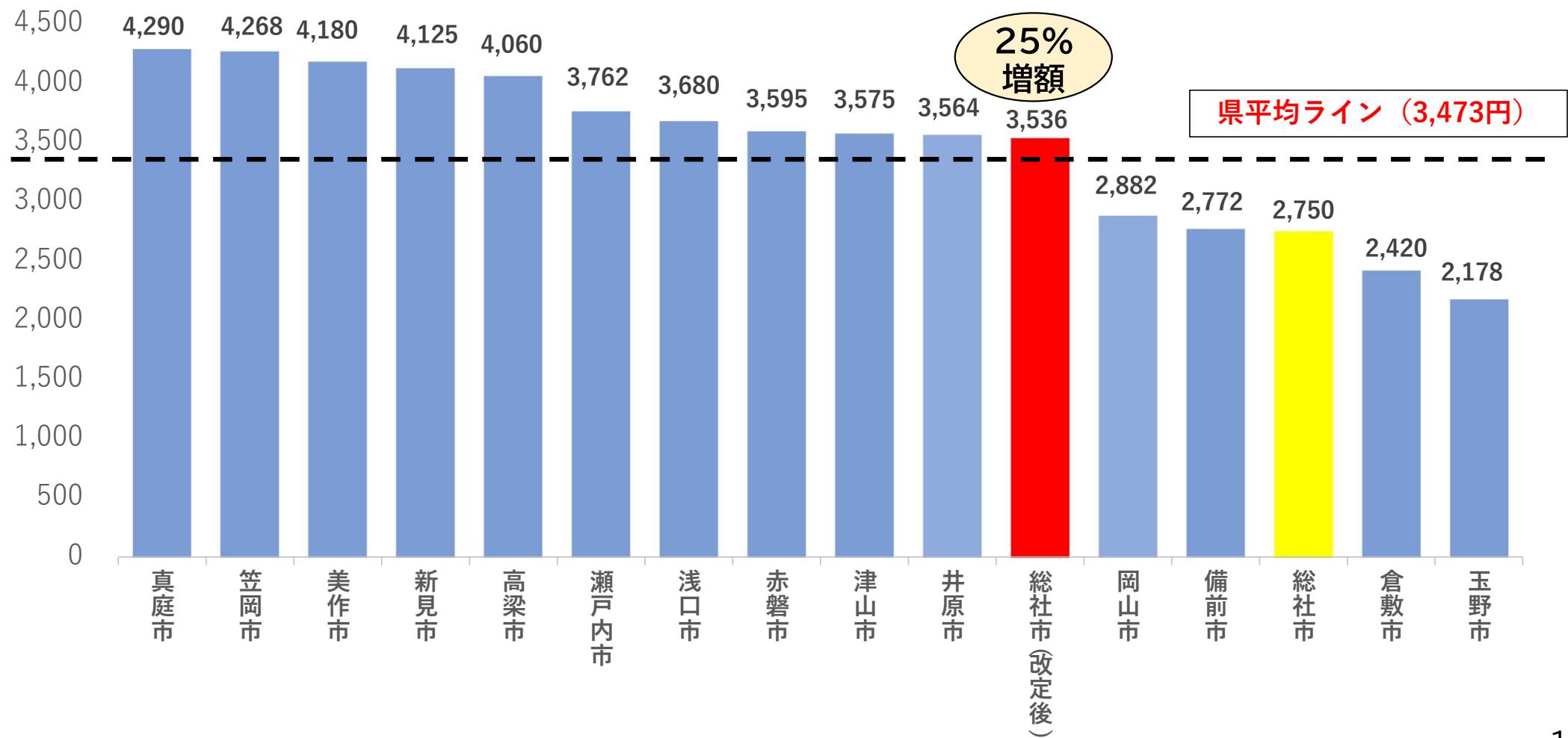
料金回収率	88.15%	99.73%	104.51%	101.78%	100.87%	99.95%
-------	--------	--------	---------	---------	---------	--------

改定後の水道料金体系(2か月・税抜)

口径 (mm)	基本料金			従量料金(1m ³ につき)							
	現行		改定後	現行				改定後			
	使用水量	料金	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金
13	20m ³ まで	2,400 円	2,630円	21~120m ³ まで	121m ³ ~	1~20m ³ まで	20円	21m ³ ~	170円	1~20m ³ まで	170円
20		2,500 円	2,720円								
25		2,580 円	2,820円								
40		4,720 円	6,370円	1~100m ³ まで	101m ³ ~	1m ³ ~	170円	-	-	-	-
50		6,600 円	8,910円								
75		8,800 円	11,880円								
100		11,040 円	14,900円								
150		13,280 円	17,930円								

【改定後の県内15市 水道料金比較表(令和7年4月時点)】

※口径13ミリで1か月20m³使用した場合(税込:円)



【料金体系見直しのポイント】

再掲

- **2か月あたり20m³までの基本水量を廃止**
水道料金算定要領の改訂で経過措置の表記が削除
公平性を確保する必要がある
- **基本料金の変更を検討**
基本料金は安定した経営基盤の確保のために欠かせない
- **従量料金単価の変更を検討**
現行と同じく2段階の従量料金を採用。
基本水量の廃止検討を踏まえ、20m³までは料金を抑えた形にし、
少量使用者(20m³以内の方)や節水志向の考え方へ配慮

【料金改定の影響】

【水道事業の立場から】

- 平均改定率20%と30%の違い
⇒ 改定率が高いほど、より多くの工事が実施できます。
- 平均改定率25%以上の場合は料金回収率100%以上を5年間維持できる
⇒ 健全な経営につながります。

【使用者の立場から】

- 基本水量の廃止
- 基本料金の増額
- 従量料金単価の増額

⇒ 全体の9割を占める口径13mmと20mm使用者(=ボリュームゾーン)への影響は避けて通れませんが、20m³までの従量使用料単価を抑える形にし、一定の配慮を行います。

第2回検討委員会での審議結果

- ①料金改定の時期を令和8年第3期(6月使用分)からにすること
- ②法令に従い、5年ごとに料金水準を検証すること
- ③平均改定率は25%増とすること(従量料金を増額すること)
- ④基本料金は、より安定した経営基盤確保のために重要という観点から、増額とすること

2. これまでの振り返り(下水道事業)

下水道事業の概要

- ・ 平成12年の使用料改定以降、約25年間、使用料改定を行っていない。
(平成21年に使用料体系を市内全体で統一)
- ・ 2か月に20立方メートル使用した条件での下水道使用料は、県内15市の中で1番目に安価な2,288円となっている。
(1か月あたり20m³では、2,849円となり、2番目に安価)
- ・ 農業集落排水と特定環境保全公共下水道は収支に乖離があり、使用料改定の算定対象とすると、使用者負担の大幅な増大が見込まれる。
⇒下水道使用者の大半を占める公共下水道の収支を算定対象とし、決定した使用料体系を農業集落排水と特定環境保全公共下水道にも適用する。
- ・ 人数制を適用する一部地域の農業集落排水は、従量制に変更し、市内全域の使用料体系を統一する。

下水道事業をとりまく環境と今後の予測

- ・ 経費回収率(使用料収入で汚水処理経費をどれだけ賄えているか)は令和6年度決算で66.12%となり、100%を大きく下回っている。
- ・ 支出に対する収入の不足分は一般会計からの繰入金(税金)で補填されている。
- ・ 「物価高騰による維持管理費の増加」「人口減少等による収入の減少」「管渠および施設の老朽化による大規模な更新計画に係る費用の増加」を見込んでいる。
⇒現在の使用料を見直し、適正な収入の確保により下水道事業全体の安定経営をめざす

経営改善の取り組み(これまで)

安易な改定ではなく、経営努力を行っています

企業債の抑制^a

企業債残高を18億円削減

利息負担を圧縮

業務委託

民間活力を導入し、

徴収率向上

建設費の削減^a

ストックマネジメント計画により

建設コストを最小限に

経営改善の取り組み(これから)

これからも、経営努力を行っていきます

業務の効率化・経費削減

通知発送業務の見直し

電気料金プランの見直し

施設の統廃合

利用者の状況や地理的要件から
施設の統廃合を検討

改定率

総括原価方式により目標とする改定率を算定

※令和6年度の決算数値

$$926,890,627 \text{ 円} \div 612,918,688 \text{ 円} = 1.512$$

(使用料対象経費) (使用料収入)

目標とする
改定率

51%

激変緩和と公平性のバランスを考慮



今回 改定率

20%

不足額は引き続き一般会計(税金)からの繰入金で補填し、
段階的に適正な使用料収入を目指します。

再掲

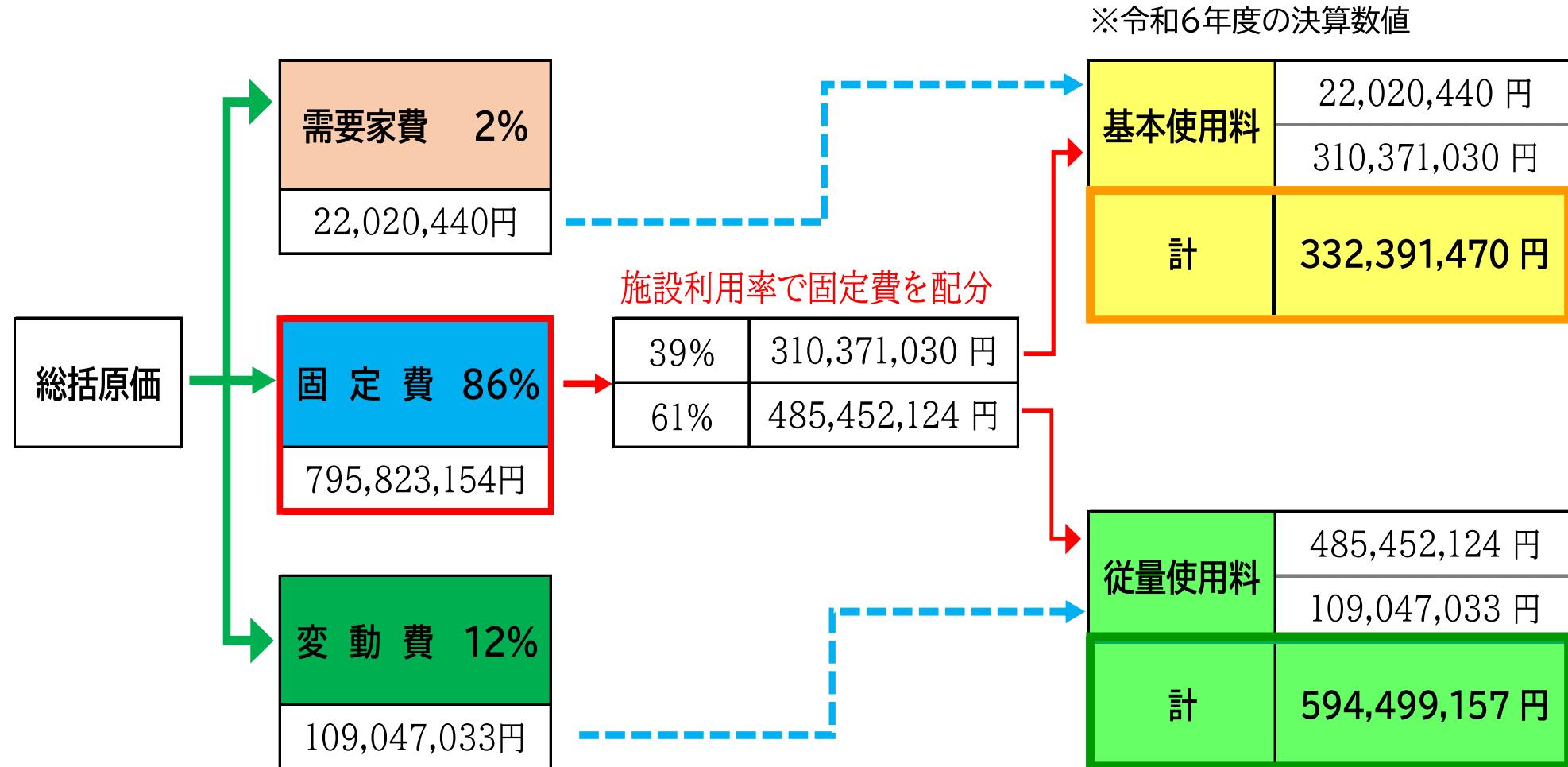
改定時期と改定後の見通し

令和8年第3期(6月使用分)からの使用料改定を想定します。

期日	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
使用期間	2月～3月	4月～5月	6月～7月	8月～9月	10月～11月	12月～1月
検針期間	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付期日	5月末日	7月末日	9月末日	11月末日	1月末日	3月25日

改定に向け、市議会への議案の上程、市民と事業所への周知などを行っていきます。

使用料の考え方



使用料体系の見直しのポイント

- **2か月あたり20m³までの基本水量を廃止**
公平性を確保する必要がある
- **基本使用料の変更を検討**
基本使用料は安定した経営基盤(固定費)の確保のために欠かせない
- **従量使用料単価の変更を検討**
基本水量の廃止検討を踏まえ、20m³までは使用料単価を抑えた形にし、少量使用者(20m³以内の方)や節水志向の考え方へ配慮
- **従量使用料適用区分の変更を検討**
全体の利用者の約9割を占める60m³までの使用者に配慮し、155円の適用区分を60m³までは据え置き、190円単価を61m³から適用

改定後の使用料体系

【現行】

従量制

(2ヶ月あたり・税抜き)

区分	使用水量	使用料
基本使用料	20m ³ まで	2,080円
従量使用料 1m ³ あたり)	1m ³ ～20m ³	0円
	21m ³ ～100m ³	155円
	101m ³ ～	190円

人数制

(2ヶ月あたり・税抜き)

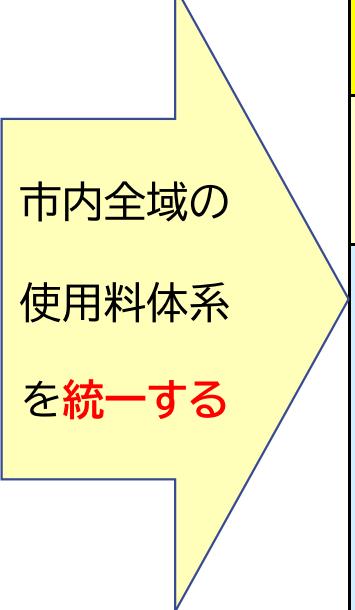
区分	使用水量	使用料
均等割	1世帯につき	3,400円
人数割	1名につき	1,000円

【改定後】

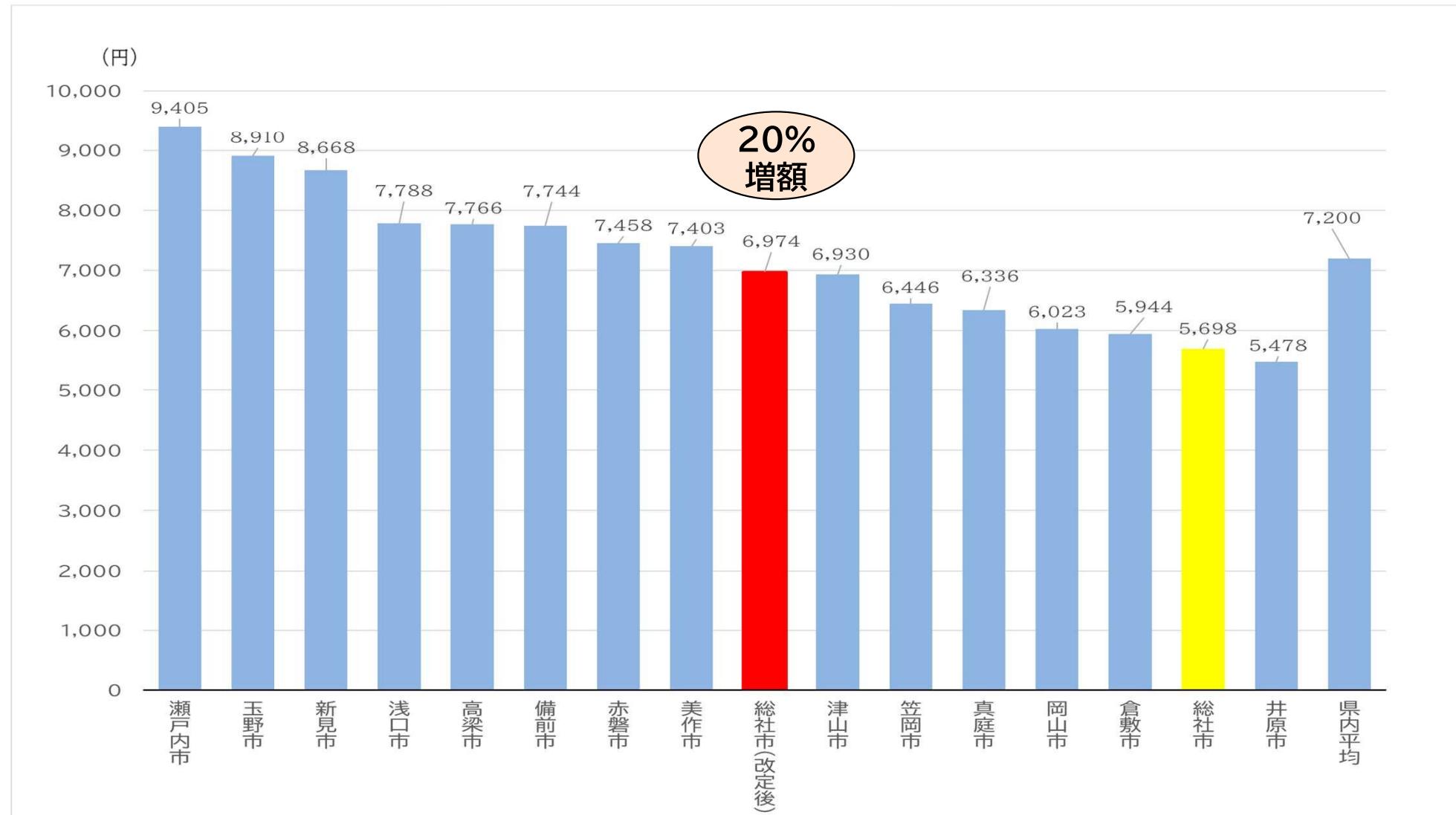
従量制

(2ヶ月あたり・税抜き)

区分	使用水量	20%値上げ
従量使用料 (1m ³ あたり)	0m ³	2,340円
	1m ³ ～20m ³	45円
	21m ³ ～60m ³	155円
	61m ³ ～	190円



改定後の県内15市の下水道使用料比較（令和7年4月時点）（2か月、40m³の場合）（税込）



使用料改定の影響

【下水道事業の立場から】

- 15%と25%の違い

→改定率が高いほど、より多くの工事が実施できます。

→改定率が高いほど一般会計繰入金を縮減でき、下水道使用者以外の不公平感を緩和できます。

【使用者の立場から】

- 基本水量の廃止

- 基本使用料の増額

- 従量使用料単価の適用区分の変更

→全体の約9割を占める 60m^3 までの使用者(=ボリュームゾーン)への影響は避けて通れませんが、 20m^3 までの従量料金使用料を抑える形にし、一定の配慮を行います。

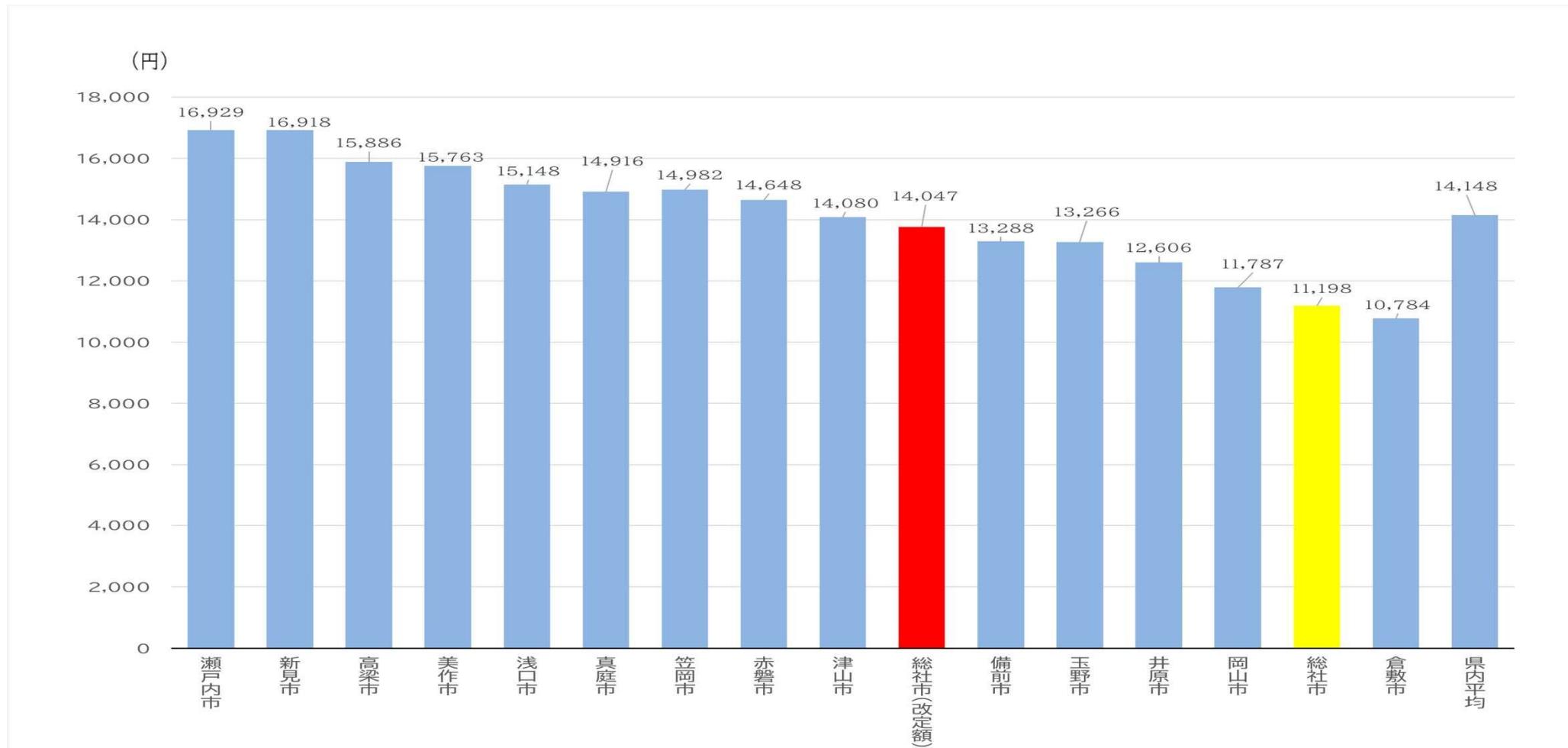
第2回検討委員会での審議結果

- ①使用料改定の時期を令和8年第3期(6月使用分)からにすること
- ②水道料金に合わせて、5年ごとに使用料水準を検証すること
- ③平均改定率は20%増とすること(基本使用料と従量使用料を増額すること)

3. 料金改定の影響(上下水道として)

3. 料金改定の影響（上下水道として）

改定後 県内15市の上下水道料金比較（2か月、40m³の場合）（税込）



上水道料金改定の影響

(2か月あたり・税込み)

使用水量	改定前(Φ13)	改定前(Φ20)	Φ13		Φ20	
			改定後	上昇	改定後	上昇
0m³	2,640 円	2,750 円	2,893 円	253 円 (10 %)	2,992 円	242 円 (9 %)
10m³	2,640 円	2,750 円	3,113 円	473 円 (18 %)	3,212 円	462 円 (17 %)
15m³	2,640 円	2,750 円	3,223 円	583 円 (22 %)	3,322 円	572 円 (21 %)
20m³	2,640 円	2,750 円	3,333 円	693 円 (26 %)	3,432 円	682 円 (25 %)
30m³	4,070 円	4,180 円	5,203 円	1,133 円 (28 %)	5,302 円	1,122 円 (27 %)
40m³	5,500 円	5,610 円	7,073 円	1,573 円 (29 %)	7,172 円	1,562 円 (28 %)
50m³	6,930 円	7,040 円	8,943 円	2,013 円 (29 %)	9,042 円	2,002 円 (28 %)
75m³	10,505 円	10,615 円	13,618 円	3,113 円 (30 %)	13,717 円	3,102 円 (29 %)
100m³	14,080 円	14,190 円	18,293 円	4,213 円 (30 %)	18,392 円	4,202 円 (30 %)

下水道使用料改定の影響

(2か月あたり・税込み)

使用水量	改定前	改定後(20%増額)	上昇
0m ³	2,288 円	2,574 円	286 円 (13 %)
10m ³	2,288 円	3,069 円	781 円 (34 %)
15m ³	2,288 円	3,316 円	1,028 円 (45 %)
20m ³	2,288 円	3,564 円	1,276 円 (56 %)
30m ³	3,993 円	5,269 円	1,276 円 (32 %)
40m ³	5,698 円	6,974 円	1,276 円 (22 %)
50m ³	7,403 円	8,679 円	1,276 円 (17 %)
75m ³	11,665 円	13,519 円	1,854 円 (16 %)
100m ³	15,928 円	18,744 円	2,816 円 (18 %)

上下水道料金改定の影響

(2か月あたり・税込み)

使用水量	改定前(Φ13)	改定前(Φ20)	Φ13		Φ20	
			改定後	上昇	改定後	上昇
10m ³ (1人)	4,928 円	5,038 円	6,182 円	1,254 円 (25 %)	6,281 円	1,243 円 (25 %)
16.2m ³ (1人)	4,928 円	5,038 円	6,611 円	1,683 円 (34 %)	6,710 円	1,672 円 (33 %)
29.8m ³ (2人)	7,749 円	7,859 円	10,114 円	2,365 円 (31 %)	10,213 円	2,354 円 (30 %)
39.8m ³ (3人)	10,884 円	10,994 円	13,689 円	2,805 円 (26 %)	13,788 円	2,794 円 (25 %)
46.2m ³ (4人)	13,079 円	13,189 円	16,192 円	3,113 円 (24 %)	16,291 円	3,102 円 (24 %)
55.6m ³ (5人)	15,900 円	16,010 円	19,409 円	3,509 円 (22 %)	19,508 円	3,498 円 (22 %)
68.2m ³ (6人)	19,976 円	20,086 円	24,365 円	4,389 円 (22 %)	24,464 円	4,378 円 (22 %)

※世帯人員別的一般家庭の平均使用水量は、東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査より一部引用